

# 総合事業についての相談窓口



- 総合事業の相談窓口 (平日の午前8時30分から午後5時まで)  
高齢福祉課総合相談係 (市役所分館2階) 電話822-9613
- 地域包括支援センター  
窓口対応時間: 平日は午前8時30分から午後5時まで、土曜日は午前8時30分から12時まで  
(祝日・年末年始は休み)

## 地域包括支援センター 一覧

地域	センター名	TEL・FAX (市外局番 046)	担当エリア
追浜	追浜 地域包括支援センター	TEL : 865-5450 FAX : 866-4584	鷹取・追浜本町・夏島町・浦郷町・追浜東町・浜見台・追浜町・追浜南町・湘南鷹取
田浦 逸見	田浦・逸見 地域包括支援センター	TEL : 861-9793 FAX : 861-9784	船越町・港が丘・田浦港町・田浦町・田浦大作町・田浦泉町・長浦町・安針台・吉倉町・西逸見町・山中町・東逸見町・逸見が丘
本庁	本庁第一 地域包括支援センター	TEL : 828-3830 FAX : 825-4430	坂本町・汐入町・本町・稲岡町・小川町・大滝町・緑が丘・若松町・上町・不入斗町・鶴が丘・平和台・汐見台・泊町
	本庁第二 地域包括支援センター	TEL : 824-3253 FAX : 824-3263	日の出町・米が浜通・平成町・安浦町・三春町・富士見町・田戸台・深田台・望洋台・佐野町
衣笠	衣笠第一 地域包括支援センター	TEL : 851-1963 FAX : 850-5400	衣笠栄町・金谷・池上・阿部倉・平作・小矢部 2、4 丁目
	衣笠第二 地域包括支援センター	TEL : 838-4774 FAX : 833-6248	公郷町・小矢部 1、3 丁目・衣笠町・大矢部・森崎
大津	大津 地域包括支援センター	TEL : 842-1082 FAX : 842-1083	根岸町・大津町・馬堀海岸・走水・馬堀町・桜が丘・池田町
浦賀 久里浜	浦賀・久里浜第一 地域包括支援センター	TEL : 846-5160 FAX : 846-5230	浦上台・二葉・小原台・鴨居・東浦賀
	浦賀・久里浜第二 地域包括支援センター	TEL : 843-3112 FAX : 843-3152	吉井・浦賀・浦賀丘・西浦賀・光風台・南浦賀・久里浜台・長瀬・久比里・若宮台・舟倉・内川・内川新田・佐原
	浦賀・久里浜第三 地域包括支援センター	TEL : 849-1772 FAX : 849-1773	岩戸・久村・久里浜・神明町・ハイランド
北下浦	北下浦 地域包括支援センター	TEL : 839-2606 FAX : 839-2607	野比・粟田・光の丘・長沢・グリーンハイツ・津久井
西	西第一 地域包括支援センター	TEL : 857-9939 FAX : 857-9955	山科台・太田和・荻野・長坂・佐島・芦名・秋谷・子安・湘南国際村・佐島の丘
	西第二 地域包括支援センター	TEL : 857-6604 FAX : 857-8768	林・須軽谷・長井・御幸浜・武

- 介護予防・生活支援サービス事業についての問い合わせ先  
(高齢福祉課地域力推進係 電話 822-9804)
- 一般介護予防事業についての問い合わせ先  
(高齢福祉課介護予防係 電話 822-8135)

自分らしい生活をするために

# 総合事業のお知らせ

平成28年1月から、「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)」を開始します。総合事業は、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援などを目的としています。地域の実情に応じた多様なサービスの提供が期待されています。



## 総合事業

### 介護予防・生活支援サービス事業

要支援 1・2 の認定を受けた人  
基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が対象

### 一般介護予防事業

65 歳以上のすべての高齢者が対象

横須賀市

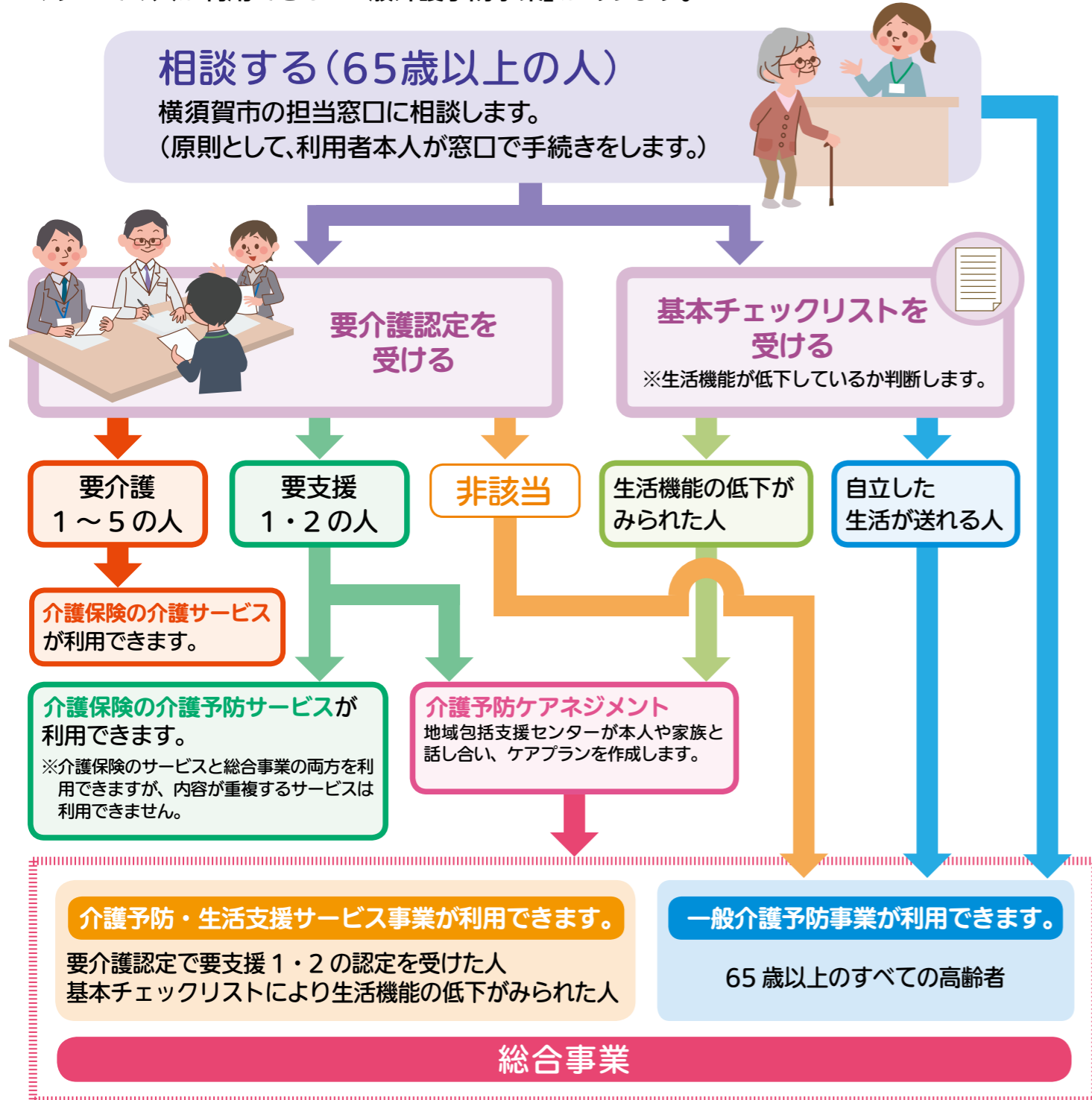
# 総合事業を利用して、自立した生活を続けましょう！

総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市区町村が行う介護予防事業です。総合事業は、一人ひとりの生活に合わせて、ご利用いただけます。総合事業を利用してできる限り、介護を必要としない、自立した生活を送りましょう。

まずは、横須賀市の担当窓口または地域包括支援センターにご相談ください。

## 総合事業 利用のながれ

総合事業には、要支援1・2の認定を受けた人や、横須賀市が行っている基本チェックリストにより、生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。



## 総合事業で利用できるサービス

### 介護予防・生活支援サービス事業

#### 対象者

- ①介護保険の要支援1・2の認定を受けた人
- ②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人

#### サービス内容

- 介護予防訪問介護相当サービス  
訪問介護員による掃除、洗濯など利用者が自力では困難な行為について、自立のためのホームヘルプサービスを提供します。
- 介護予防通所介護相当サービス  
通所介護施設において生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを行います。
- 訪問型短期集中予防サービス  
3～6カ月の短期間に理学療法士や保健師、管理栄養士などによる相談、指導を行います。



### 一般介護予防事業

#### 対象者

65歳以上のすべての高齢者

#### サービス内容

- 介護予防普及啓発事業  
運動機能向上のための教室をはじめ、尿もれ予防、栄養改善、認知症予防、うつ予防などの教室があります。
- 地域介護予防活動支援事業  
わいわいよこすか元気体操の普及など地域の住民が主体となった介護予防活動の育成や支援を行います。
- 地域リハビリテーション活動支援事業  
サービス担当者会議や住民運営の通いの場にリハビリテーション専門職を派遣して地域の介護予防の取り組みを支援します。



※事業対象者となったあとやサービスを利用したあとでも、要介護認定を申請することができます。